

永平寺町幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年8月7日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町規則第21号

永平寺町幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

永平寺町幼稚園条例施行規則(平成18年永平寺町規則第52号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

第6		169,000円以上301,000円未満	—	第1子	41,000円	40,000円
				第2子	20,500円	20,000円
第7		301,000円以上	—	第1子	43,000円	42,000円
				第2子	21,500円	21,000円

」を「

第6		169,000円以上301,000円未満	—	第1子	41,000円	40,000円
				第2子	0円	0円
第7		301,000円以上	—	第1子	43,000円	42,000円
				第2子	0円	0円

」に改める。

別表第1の下段の備考中「ひとり親世帯等とは、次の世帯をいう。」を削り、下段に「1この表において「ひとり親世帯等」とは、次の世帯をいう。」を加え、次の段落を加える。

- この表において「第1子」及び「第2子」とは年齢にかかわらず、保護者と生計を一にする子ども(保護者又はその配偶者の直系卑属に限る。なお、保護者と別居している場合には、市町村民税上保護者又はその配偶者に扶養されていることを必要とする。)のことをいう。
- 備考2の規定にかかわらず、保護者と生計を一にする子どもが3人以上いる場合、3人目以降の利用者負担額は無料とする。
- この表の保育料(利用者負担額)月額は、福井県すくすく保育支援事業実施要綱(令和

6年児第1463号)に基づいた軽減措置適用後の金額とする。

附 則

この規則は、令和6年9月1日から施行する。